

令和5年度第1回厚木市国民健康保険運営協議会 次第

日 時：令和5年5月19日（金）

午後3時から

場 所：本庁舎3階 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

（1）令和5年度厚木市国民健康保険の保険料率等について

（2）データヘルス計画令和4年度事業実施結果について

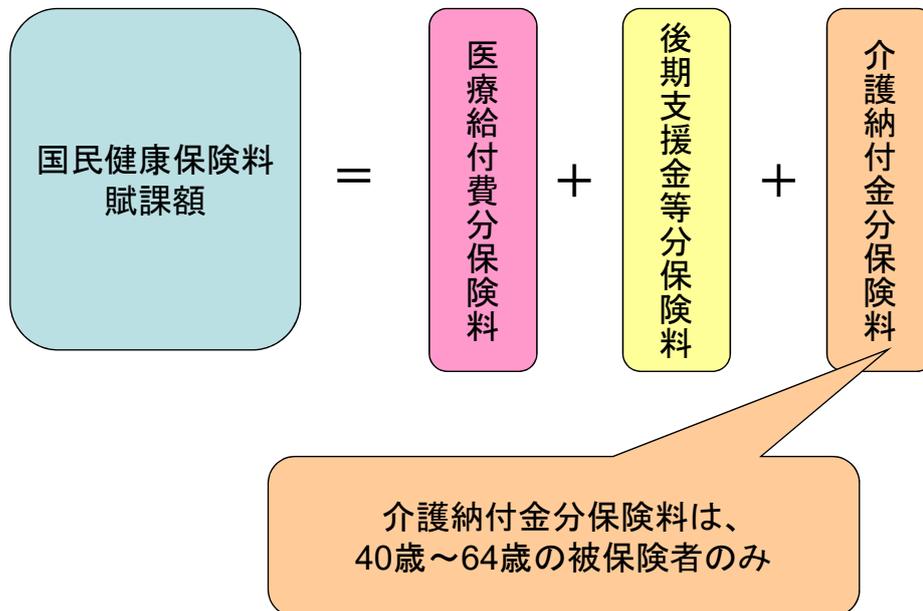
（3）その他

4 閉 会

令和5年度国民健康保険料率等について

\	基礎賦課額分	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課 額 分	介護納付金賦課額分
所 得 割	6.05%	2.11%	2.14%
均 等 割	23,696円	8,282円	9,777円
平 等 割	22,467円	7,852円	6,739円
特 定 世 帯 平 等 割	11,234円	3,926円	/
特 定 継 続 世 帯 平 等 割	16,851円	5,889円	/
限 度 額	650,000円	220,000円	170,000円

厚木市国民健康保険の 料率等の算定について



保険料の構成(3方式)

医療給付費、後期支援金等及び介護納付金分それぞれにおいて次の3つの保険料を合算する。
なお、按分率は条例で定められています。

- ①所得割(按分率52%)
前年の総所得金額等に係る保険料
- ②均等割(按分率30%)
被保険者一人当たりに係る保険料
- ③平等割(按分率18%)
一世帯当たりに係る保険料

保険料賦課総額について

国民健康保険料賦課総額③(保険料で賄うべき総額)
 = 歳出見込額① - 保険料を除く歳入見込額②

歳出見込額		歳入見込額		
医療分	① 保険給付費 国民健康保険事業費納付金(医療分) 保健事業費 その他国民健康保険事業に要する費用等	=	② 国民健康保険保険 給付費等交付金 県市補助 等	③ 国民健康保険料 (医療分)
	① 国民健康保険事業費納付金(後期分)	=	② 県市補助 等	③ 国民健康保険料 (後期高齢者 支援金等分)
	① 国民健康保険事業費納付金(介護分)	=	② 県市補助 等	③ 国民健康保険料 (介護分)
後期分				
介護分				

厚木市国民健康保険の保険料率等算定図(令和5年度)

収納率94.5%

【保険料として賦課徴収する額】

医療分	
賦課総額(被保険者分)	
3,566,901千円	
保険料見込額	
2,926,701千円	
+ 保険料軽減見込額	
444,021千円	
÷ 予定収納率94.5%	

後期支援分	
賦課総額(被保険者分)	
1,246,561千円	
保険料見込額	
1,023,649千円	
+ 保険料軽減見込額	
154,352千円	
÷ 予定収納率94.5%	

介護分	
賦課総額(被保険者分)	
465,807千円	
保険料見込額	
381,868千円	
+ 保険料軽減見込額	
58,320千円	
÷ 予定収納率94.5%	

あん
条例に基づく按分率

按分率	
所得割	52%
均等割	30%
平等割	18%

賦課総額 × 按分率 = 賦課総額

所得割総額	1,854,789千円
均等割総額	1,070,070千円
平等割総額	642,042千円

按分の基礎となる額(試算) ÷ 被保険者数 = 料率・額

被保険者総所得金額(賦課標準)	
36,498,166千円	
被保険者数	
45,159人	
世帯数(内特定世帯数)	
30,240世帯	(3,058世帯)
(内特定継続世帯) (533世帯)	

この計算で算出された保険料率で計算を行うと、賦課限度(医療65万円・後期22万円・介護17万円)超過額(保険料として徴収できない額)が発生しないよう被保険者の総所得金額(按分の基礎となる額)を調整し、賦課総額を確保できる。

料率・額	
所得割	6.05%
均等割	23,696円
平等割	22,467円
所得割	2.11%
均等割	8,282円
平等割	7,852円
所得割	2.14%
均等割	9,777円
平等割	6,739円

* 医療分と後期分の平等割の料額算出について、分母となる世帯数は、特定世帯数の2分の1及び特定継続世帯の4分の1を差し引いて算出する。

国民健康保険料一人当たり・一世帯当たりの年度別比較表

一人当たりの保険料						
項目 年度		保険料	対前年比		被保険者数	
			増減率	増減額		対前年増減
元		102,491円	△ 2.07 %	△ 2,171 円	49,650人	△ 7,850 人
2		103,491円	0.98 %	1,000 円	47,300人	△ 2,350 人
3		103,491円	0.00 %	0 円	47,000人	△ 300 人
4		103,491円	0.00 %	0 円	46,500人	△ 500 人
5	予算時 (予定収納率94.5%)	103,991円	0.48 %	500 円	45,000人	△ 1,500 人
	試算時 (予定収納率94.5%)	103,562円	0.07 %	71 円	45,159人	△ 1,341 人

一世帯当たりの保険料						
項目 年度		保険料	対前年比		世帯数	
			増減率	増減額		対前年増減
元		160,374円	△ 6.20 %	△ 10,594 円	31,730世帯	△ 3,470 世帯
2		158,933円	△ 0.90 %	△ 1,441 円	30,800世帯	△ 930 世帯
3		157,925円	△ 0.63 %	△ 1,008 円	30,800世帯	0 世帯
4		157,781円	△ 0.09 %	△ 144 円	30,500世帯	△ 300 世帯
5	予算時 (予定収納率94.5%)	155,987円	△ 1.14 %	△ 1,794 円	30,000世帯	△ 500 世帯
	試算時 (予定収納率94.5%)	154,654円	△ 1.98 %	△ 3,127 円	30,240世帯	△ 260 世帯

* 一人・一世帯当たり保険料は、医療分、後期分及び介護分保険料の合計を被保険者数の合計、世帯数の合計で除した数値です。

* 数値は、令和元年度から令和5年度の予算時と令和5年度の試算時のものです。

所得階層別世帯人員別世帯分布表

所得階層	所得階層別世帯人員別世帯数										世帯数 合計	構成 割合 (%)	累積構成 割合 (%)	軽減世帯数		
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上				7割	5割	2割
0円	8,878	961	270	108	47	9	6	1	0	1	10,281	34.0	34.0	4,841	600	701
100万円以下	4,737	1,270	338	132	31	6	4	5	1	0	6,524	21.6	55.6	2,207	2,182	856
200万円以下	3,269	2,155	350	104	34	10	2	0	0	0	5,924	19.6	75.2	16	647	1,675
300万円以下	1,477	1,318	264	93	41	13	1	0	0	0	3,207	10.6	85.8	10	11	193
400万円以下	774	871	222	101	34	9	0	3	0	0	2,014	6.7	92.4	4	3	19
500万円以下	226	286	104	60	19	2	0	0	0	0	697	2.3	94.7	2	0	0
600万円以下	146	215	86	46	29	3	1	0	0	0	526	1.7	96.5	2	1	0
700万円以下	79	82	46	24	10	1	1	0	0	0	243	0.8	97.3	0	0	0
800万円以下	58	98	40	19	6	3	0	0	0	0	224	0.7	98.0	0	0	0
900万円以下	32	43	15	12	4	1	0	0	0	0	107	0.4	98.4	0	0	0
1000万円以下	16	25	11	8	2	0	0	0	0	0	62	0.2	98.6	0	0	0
1000万円超	99	220	76	23	8	4	1	0	0	0	431	1.4	100.0	0	0	0
合計	19,791	7,544	1,822	730	265	61	16	9	1	1	30,240	100		7,082	3,444	3,444
構成割合(%)	65.4	24.9	6.0	2.4	0.9	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	100.0			23.4	11.4	11.4
累積構成割合(%)	65.4	90.4	96.4	98.8	99.7	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0				23.4	34.8	46.2

* 各段階の世帯数には、未申告世帯（世帯主及び被保険者に1人でも未申告者がいる場合）も含まれています。

* 所得階層について、譲渡所得がある場合は、特別控除後の金額を使用しています。

* 世帯構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しています。

* 擬制世帯の場合、所得階層は、擬制世帯主の所得を含んでいます。

限度額世帯 426 1.4%

未申告世帯数 3,252 10.8%

7割軽減 5割軽減 2割軽減

前年度試算時 31,439世帯 7,266 3,528 3,441

保 険 料 率 等 年 度 推 移 表

【医療分】

年度 区分		元	2	3	4	5
		所得割	率	5.72%	5.92%	6.14%
	増減	0.15%	0.20%	0.42%	△ 0.35%	0.26%
均等割	額	22,746円	22,326円	22,484円	23,372円	23,696円
	増減	359円	△ 420円	△ 262円	888円	324円
平等割	額	22,786円	22,013円	21,850円	22,391円	22,467円
	増減	19円	△ 773円	△ 936円	541円	76円
賦課限度額		61万円	63万円	63万円	65万円	65万円

【後期分】

年度 区分		元	2	3	4	5
		所得割	率	2.04%	2.15%	2.21%
	増減	0.05%	0.11%	0.17%	△ 0.15%	0.05%
均等割	額	7,977円	7,890円	7,887円	8,175円	8,282円
	増減	76円	△ 87円	△ 90円	288円	107円
平等割	額	7,991円	7,780円	7,664円	7,832円	7,852円
	増減	△ 44円	△ 211円	△ 327円	168円	20円
賦課限度額		19万円	19万円	19万円	20万円	22万円

【介護分】

年度 区分		元	2	3	4	5
		所得割	率	2.03%	2.14%	2.25%
	増減	0.15%	0.11%	0.11%	△ 0.17%	0.06%
均等割	額	9,686円	9,351円	9,208円	9,795円	9,777円
	増減	373円	△ 335円	△ 143円	587円	△ 18円
平等割	額	6,816円	6,523円	6,378円	6,780円	6,739円
	増減	188円	△ 293円	△ 145円	402円	△ 41円
賦課限度額		16万円	17万円	17万円	17万円	17万円

※国民健康保険法施行令が改正され、令和5年度については、賦課限度額が後期分22万円となっております。

所得階層別年間国民健康保険料の対前年度比較

【収入750万円まで】

給与収入 の目安	課税 標準額	年 度	被保険者数		
			1 人	2 人	3 人
98万円以下	0円	4年度	7割減 23,400円	7割減 35,800円	7割減 45,300
		5年度	7割減 23,500	7割減 36,000	7割減 45,600
		増 減	100	200	300
100万円	2万円	4年度	5割減 41,100	5割減 61,800	5割減 77,500
		5年度	5割減 41,200	5割減 62,200	5割減 78,100
		増 減	100	400	600
200万円	89万円	4年度	166,500	2割減 184,000	2割減 209,300
		5年度	170,400	2割減 188,000	2割減 213,500
		増 減	3,900	4,000	4,200
300万円	159万円	4年度	236,100	277,400	309,000
		5年度	242,400	284,200	316,200
		増 減	6,300	6,800	7,200
400万円	233万円	4年度	309,600	350,900	382,500
		5年度	318,600	360,400	392,400
		増 減	9,000	9,500	9,900
500万円	313万円	4年度	388,900	430,300	461,900
		5年度	401,000	442,800	474,800
		増 減	12,100	12,500	12,900
550万円	353万円	4年度	428,700	470,100	501,500
		5年度	442,300	484,000	516,000
		増 減	13,600	13,900	14,500
600万円	393万円	4年度	468,500	509,800	541,400
		5年度	483,500	525,200	557,200
		増 減	15,000	15,400	15,800
650万円	433万円	4年度	508,200	549,500	581,100
		5年度	524,600	566,400	598,400
		増 減	16,400	16,900	17,300
700万円	477万円	4年度	551,800	593,200	624,700
		5年度	569,900	611,700	643,700
		増 減	18,100	18,500	19,000
750万円	522万円	4年度	596,600	637,900	669,400
		5年度	616,300	658,100	690,100
		増 減	19,700	20,200	20,700

注意【表の見方】

* 保険料額は、被保険者1人及び2人の場合、介護第2号被保険者該当（40～64歳）として計算しています。
被保険者が3人の場合は、3人の内2人分のみを、介護第2号被保険者該当（40～64歳）として計算しています。

* 「課税標準額」は世帯内で所得がある被保険者が1人目のみであることを前提としています。

なお、課税標準額とは、収入から給与所得控除及び基礎控除を引いた金額を言います。

* 軽減賦課（均等割、平等割の減額）を適用しています。

* 事業収入の場合は、収入（売上等）－必要経費－43万円として「課税標準額」に当てはめてください。

No.	事業名	事業内容	実績	目標	結果	効果																																													
1	特定健診受診勧奨事業	特定健診の受診率向上を目的に、医師会等との連携を図り、特定健診未受診者に対し受診勧奨通知及び電話勧奨等を実施する。	<p>【周知・啓発】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> <th>件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～</td> <td>窓口での国保加入手続きの際に特定健診及び人間ドック費用助成制度の案内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5/11～</td> <td>厚木市国民健康保険健康診断等の情報提供に関する助成事業実施開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>医療機関、公民館等に啓発品配付</td> <td>特定健診周知ティッシュ 10,000個</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>厚木市農業協同組合、厚木市シルバー人材センター、地域包括支援センター等へ受診勧奨チラシ配付</td> <td>計1,190枚</td> </tr> <tr> <td>12/15</td> <td>通院で検査を受けている方を対象に情報提供に関する助成事業の案内発送</td> <td>8,634通</td> </tr> </tbody> </table> <p>【キャンペーン等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> <th>件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/1</td> <td>特定・長寿健診について自治会回覧(9月1日号)</td> <td>8,000枚</td> </tr> <tr> <td>11/5～</td> <td>公民館まつり等(厚木南・緑ヶ丘・愛甲・荻野)</td> <td>啓発物品750部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧奨ハガキ送付(受診歴等からセグメント分け) ・ 未受診者電話勧奨 <table border="1"> <thead> <tr> <th>送付日</th> <th>内訳</th> <th>送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 7/5</td> <td>7パターン</td> <td>19,933通</td> </tr> <tr> <td>② 10/18</td> <td>1パターン</td> <td>13,234通</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数</td> <td>33,167通</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>内訳</th> <th>架電数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月～</td> <td>新規健診対象者</td> <td>509件</td> </tr> </tbody> </table>		実施内容	件数等	4月～	窓口での国保加入手続きの際に特定健診及び人間ドック費用助成制度の案内		5/11～	厚木市国民健康保険健康診断等の情報提供に関する助成事業実施開始		6月	医療機関、公民館等に啓発品配付	特定健診周知ティッシュ 10,000個	11月	厚木市農業協同組合、厚木市シルバー人材センター、地域包括支援センター等へ受診勧奨チラシ配付	計1,190枚	12/15	通院で検査を受けている方を対象に情報提供に関する助成事業の案内発送	8,634通		実施内容	件数等	9/1	特定・長寿健診について自治会回覧(9月1日号)	8,000枚	11/5～	公民館まつり等(厚木南・緑ヶ丘・愛甲・荻野)	啓発物品750部	送付日	内訳	送付数	① 7/5	7パターン	19,933通	② 10/18	1パターン	13,234通	総数		33,167通	実施日	内訳	架電数	7月～	新規健診対象者	509件	受診勧奨通知者の受診率 50%	受診勧奨通知者の受診率 25.7%	受診率 26.2%
	実施内容	件数等																																																	
4月～	窓口での国保加入手続きの際に特定健診及び人間ドック費用助成制度の案内																																																		
5/11～	厚木市国民健康保険健康診断等の情報提供に関する助成事業実施開始																																																		
6月	医療機関、公民館等に啓発品配付	特定健診周知ティッシュ 10,000個																																																	
11月	厚木市農業協同組合、厚木市シルバー人材センター、地域包括支援センター等へ受診勧奨チラシ配付	計1,190枚																																																	
12/15	通院で検査を受けている方を対象に情報提供に関する助成事業の案内発送	8,634通																																																	
	実施内容	件数等																																																	
9/1	特定・長寿健診について自治会回覧(9月1日号)	8,000枚																																																	
11/5～	公民館まつり等(厚木南・緑ヶ丘・愛甲・荻野)	啓発物品750部																																																	
送付日	内訳	送付数																																																	
① 7/5	7パターン	19,933通																																																	
② 10/18	1パターン	13,234通																																																	
総数		33,167通																																																	
実施日	内訳	架電数																																																	
7月～	新規健診対象者	509件																																																	
2	特定保健指導利用勧奨事業	特定保健指導の利用率・実施率向上を目的として、特定保健指導についての周知や未利用者に対する通知・電話等による利用勧奨を実施する。また、申し込み方法や支援方法の多様化を図り、対象者が利用しやすい環境づくりに努める。	<p>【周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレイル予防教室等の国保主催イベントでの周知 <p>【利用勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用者への利用勧奨通知 962件、電話 427件 <p>【保健指導の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚木医師会と契約を締結し、特定健診等実施医療機関での特定保健指導実施開始 ・ 医療機関及び民間業者への委託と併せて市職員による直営での保健指導も実施 ・ 民間業者への委託分については、面接方法が対面とオンラインから選択可能 	メタボリックシンドローム該当者減少率 20%	前年度利用者のうち非該当者の割合 30%																																														

No.	事業名	事業内容	実績	目標	結果	効果									
3	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病の重症化予防を目的に、厚木医師会加入の医療機関から対象者を特定し、専門職により個人に対し、6か月間の面談指導と電話指導を実施する。指導内容は、食事指導・運動指導・服薬管理等。	<ul style="list-style-type: none"> 44 医療機関の内、15 医療機関に通院中の患者 25 人に実施【指導内容】生活習慣病面談指導 2 回、電話・手紙支援 6 回（Ⅱ期）または 10 回（Ⅲ期） 2 年目フォロー 17 人、3 年目フォロー 22 人、4 年目フォロー 27 人、5 年目フォロー 4 人、6 年目フォロー 1 人 	指導完了者の検査値維持改善率 50%	指導完了者の検査値維持改善率 HbA1c 84.6% eGFR 77.8%	HbA1c: 13 人中 11 人が改善 eGFR: 9 人中 7 人が維持改善 ※中途辞退者及び指導前後の検査値が不明の者を除く。									
4	生活習慣病治療中断者受診勧奨事業	生活習慣病治療中断者の減少を目的に、かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関の受診が確認できず、治療を中断している可能性のある対象者を特定し、通知等により受診勧奨を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 治療中断者への受診勧奨（対象者 184 人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>勧奨方法</th> <th>件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知（8/5）</td> <td>184 件</td> <td>効果測定時 180 人</td> </tr> <tr> <td>電話（8/25～）</td> <td>174 件</td> <td>電話勧奨：68 件、不在 77 件、不通等 29 件</td> </tr> </tbody> </table>	勧奨方法	件数	備考	通知（8/5）	184 件	効果測定時 180 人	電話（8/25～）	174 件	電話勧奨：68 件、不在 77 件、不通等 29 件	(1) 対象者の医療機関受診率 53% (2) 前年度対象者のうち、非該当者割合 30%	(1) 対象者の医療機関受診率 42.8% (2) 前年度対象者のうち、非該当者割合 87.6%	(1) 対象者 180 人中 77 人受診（42.8%） (2) 前年対象者 171 人中、非該当者 155 人（87.6%）
勧奨方法	件数	備考													
通知（8/5）	184 件	効果測定時 180 人													
電話（8/25～）	174 件	電話勧奨：68 件、不在 77 件、不通等 29 件													
5	健診異常値放置者受診勧奨事業	特定健診の受診後、その結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関での受診をせず放置している方の減少を目的に、医療機関の受診が確認できない対象者を特定し、通知等により受診勧奨を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 異常値放置者への受診勧奨（対象者 690 人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>勧奨方法</th> <th>件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知（8/30）</td> <td>690 件</td> <td>効果測定時 675 人</td> </tr> <tr> <td>電話（9/7）</td> <td>678 件</td> <td>電話勧奨：309 件、不在 292、不通等 77 件</td> </tr> </tbody> </table>	勧奨方法	件数	備考	通知（8/30）	690 件	効果測定時 675 人	電話（9/7）	678 件	電話勧奨：309 件、不在 292、不通等 77 件	(1) 対象者の医療機関受診率 18% (2) 前年度対象者のうち、非該当者割合 30%	(1) 対象者の医療機関受診率 15.6% (2) 前年度対象者のうち、非該当者割合 69.2%	対象者 675 人中 105 人受診（15.6%） (2) 前年対象者 708 人中、非該当者 490 人（69.2%）
勧奨方法	件数	備考													
通知（8/30）	690 件	効果測定時 675 人													
電話（9/7）	678 件	電話勧奨：309 件、不在 292、不通等 77 件													
6	ヘルスアップ事業	生活習慣病の発症予防を目的に、自己の健康管理を見直す機会を提供するための健康教室を開催する。	(1) 1/15 なかやまきんに君講演会：参加者 164 人 (2) 2/7 現役薬剤師が教える！くすりのはなし：参加者 18 人	(1) 健康意識が改善した受講者 88% (2) 受講者の生活習慣病等の認知率 80%	(1) 受講者の健康意識改善した 97.4% (2) 受講者の生活習慣病等の認知率 98%	参加者アンケート結果から (1) 意識改善率回答 152 人中 148 人改善（97.4%） (2) 受講者の生活習慣病等の認知率回答 153 人中 150 人（98%）									
7	ロコモティブシンドローム予防事業	ロコモティブシンドロームの発症予防を目的に、自己の健康管理を見直すための機会を提供するため、運動教室等を開催する。また、ロコモティブシンドロームを周知することで、認知率を向上し、発症の予防を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ロコモ測定会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/7</td> <td>18 人</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	参加者数	2/7	18 人	健康意識が改善した人の割合 88%	健康意識が改善した受講者 100%	参加者アンケート結果からの意識改善率回答 17 人中 17 人改善（100%）					
実施日	参加者数														
2/7	18 人														
8	受診行動適正化事業（重複服薬）	重複服薬者の減少を目的にレセプトデータから、医療機関への不適切な受診が確認できる対象者を特定し、適正な医療機関へのかかり方について通知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、通知を送付。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 対象者（向精神薬除く）10 人</td> <td>11/30</td> <td>10 件</td> </tr> <tr> <td>(2) 向精神薬対象者 6 人</td> <td>年 2 回</td> <td>8 件</td> </tr> </tbody> </table>		通知	件数	(1) 対象者（向精神薬除く）10 人	11/30	10 件	(2) 向精神薬対象者 6 人	年 2 回	8 件	(1) 指導完了者の受診行動適正化 60% (2) 前年度対象者のうち、非該当者割合 15%	(1) 指導完了者の受診行動適正化 80% (2) 前年度対象者のうち、非該当者割合 80.8%	(1) 指導完了者 10 人中 8 人行動変容有（80%） (2) 前年度対象者 26 人のうち、非該当者 21 人（80.8%）
	通知	件数													
(1) 対象者（向精神薬除く）10 人	11/30	10 件													
(2) 向精神薬対象者 6 人	年 2 回	8 件													
9	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の普及率向上を目的に、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が 100 円以上の対象者を特定し、対象者に通知書を送付する。また、ジェネリック医薬品希望カードの配布を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証の更新時等にカードを同封 100 円以上の差額発生者にジェネリック差額通知を送付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>送付日</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回目（11/30）</td> <td>2,411 件</td> </tr> <tr> <td>2 回目（12/26）</td> <td>1,052 件</td> </tr> </tbody> </table>	送付日	件数	1 回目（11/30）	2,411 件	2 回目（12/26）	1,052 件	対象者のジェネリック医薬品普及率（数量ベース）80%	対象者のジェネリック医薬品普及率（数量ベース）75.36%	ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）R5.1 月普及率 75.36%			
送付日	件数														
1 回目（11/30）	2,411 件														
2 回目（12/26）	1,052 件														